第二百三十一号

**令和三年** 

十月二十一日

日

木 曜

#### 目 次

示

○道路の区域変更(二件)…………………………………………………五二六 ○保安林の指定の予定(三件)……………………………………………………五二五

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………………………五二七

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……五二八

○職業訓練指導員試験の実施………………………………………………………五二八 ○甲府及び笛吹川都市計画の変更案の縦覧………………………………………五三一

○笛吹川都市計画の変更案の縦覧……………………………………………五三一

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況………………………五三一

#### 告 示

### 山梨県告示第二百七十四号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 幸太郎

九、七〇〇の一から七〇〇の三まで、 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町椿草里字拾郎六九一、六九六、六九七、六九 七〇一、七〇二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字拾郎六九一・六九六・七〇〇の三・七〇一・七〇二(以上五筆について次の

図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 $(\Box)$ 及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

### 山梨県告示第二百七十五号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和三年十月二十一日

五二六

山梨県知事 長 崎 太 郎

一、三四六四、字富ヶ谷三二四六 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町成島字高林三四五二、 三四五八、三四六三の

二 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

限る。)、字富ヶ谷三二四六 字高林三四五二・三四五八・三四六四(以上三筆について次の図に示す部分に

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

### 山梨県告示第二百七十六号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和三年十月二十一日

Щ

梨

県公

報

Щ

保安林の所在場所 大月市賑岡町畑倉字尾尻四八の一 山梨県知事 長 崎 幸

- 一 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 三党の名の党系重は、
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
  (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

  二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

### 山梨県告示第二百七十七号

供する。 世事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年十一月十一日まで一般の縦覧に 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

六二.八	九 : 六 - 三 : 五	新	正者を見れる。元本をこってジャノーニュー・サイフで
六二.八	八·三· 一六·五	旧	南邪留郡道志村字子ソ尺六一二番一地先まら
(メートル)	敷地の幅員	の旧別新	区間

### 山梨県告示第二百七十八号

太

郎

供する。 世事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年十一月十一日まで一般の縦覧に設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年十一月十一日まで一般の縦覧に路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和三年十月二十一日

刊月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

一六三・五	八 - - - - - - - - -	新	
一六一・四	八·〇· 二九·九	新	日本管理リジャで、管コレノコロコギー 当方
一六一	八·〇· 二九·九	旧	南邪習郡鳥尺寸字富七山八五四五番一也たから南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先
(メートル)	(メートル)	の 旧別 新	区間

### 公 告

# 令和三年度山梨県准看護師試験の実施

三年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、令

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 試験日時 令和四年二月六日(日)午後一時三十分から午後四時まで

らす」 試験場所 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター「かいて

### 二 試験方法 筆記試験

二十三条に規定する科目 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第

### 六 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 受験資格を有することを証明する書類
- は、提出する必要はない。) 5 戸籍抄本(受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合
- なかった場合でも還付しない。)を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験し七 受験手数料 六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙

# 八 受験願書の配布期間及び配布場所

- こと。こと。こと。
- 九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間 2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
- 提出先 八2に掲げる場所
- 2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。
- は、同月六日(月)又は同月七日(火)の消印のあるものを有効とする。正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合3 受付期間 令和三年十二月六日(月)及び同月七日(火)の各日の午前九時から
- 三年度山梨県准看護師試験を受験できなかった者を対象として、次のとおり追試験を追試験 新型コロナウイルス感染症に罹患した又は罹患した疑いがあるために令和

### 実施する。

- 試験日時 令和四年二月二十日(日)午後一時三十分から午後四時まで
- 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館
- 十一 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五-二二

# 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

三-一四八四)に問い合わせること。

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階レストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス 東京都新宿区 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 合同会社フォ

### 一 届出の概要

- 竹新田字大明神河原千七百十四番一外

  1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール甲斐竜王 山梨県甲斐市富
- 2 変更した事項
- 表者の氏名 | 表者の氏名| 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

号-三階 東京都渋谷区代々木三丁目二十三番四	ディングス 代表社員 株式会社フォレストホール合同会社フォレストプロパティ	変更前
宿住友ビル十一階東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新	ディングス 代表社員 株式会社フォレストホール合同会社フォレストプロパティ	変更後

あっては代表者の氏名 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前

一変更後

Щ

Щ

東京都府中市若松町一丁目三十八番地 代表取締役 株式会社サンドラッグ 外四者 才津達郎

> 東京都府中市若松町一丁目三十八番地 代表取締役 貞方宏司 株式会社サンドラッグ

の一 外四者

3 変更の年月日 令和元年五月 一日外

届出年月日 令和三年十月一日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ħ. 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月二十一日まで

から聴取した意見について、 大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により都留市 同条第三項の規定により、 次のとおり公告し、及び縦覧に

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

野倉字神出三百八番外 大規模小売店舗の名称及び所在地 オオツルショッピングモール 山梨県都留市田

届出の内容 新設

届出の公告日 令和三年六月三日

几 意見の概要

1 交通安全対策の実施

2 騒音対策の実施

3 廃棄物等の処理等

秩序ある都市形成

Ŧi. センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十二日まで

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

から聴取した意見について、同条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲斐市 次のとおり公告し、及び縦覧に

供する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 太 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 志田字柿木六百十六番一外 ラザウォーク甲斐双葉 (別棟) 山梨県甲斐市

二 届出の内容 新設

届出の公告日 令和三年六月七日

 $\equiv$ 

Ŧi.

意見の概要 交通安全対策の実施

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

六

縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十二日まで

職業訓練指導員試験の実施

練指導員試験を次のとおり実施する。 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定により、 職業訓

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

試験を実施する職種及び試験科目

1 次の職種について、 学科試験を行う。

2 学科試験の科目は、次のとおりとする。

		機械科	種 免 許 職
5 安全衛生(安全管理及び衛生管理) 測定並びに材料試験) 温定法(測定及び試験機器、測定法、形状 ひコ 具)	3 工作法(NC加工法、機械工作法、治具及びに潤滑油及び切削剤) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料並1 機械工学(機械要素及び機構と運動)	一 系基礎学科	関連学科 学科試験の科目
	<ul><li>五 職業訓練関係</li><li>五 職業訓練関係</li></ul>	一職業訓練原理	指導方法

Щ
梨
県
公
報
第一
置
干
号
令和三
年十
户
干一
日

クニカルイラストレーション)	
2 機械製図(機械製図法、機械設計法及びテ	
作法及び精密加工法)	
1 加工法(切削加工法、研削加工法、金型工	
二 専攻学科	

# 3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

### 二 受験資格

に限る。)

「は、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものにより実技試験の全部の免除を受けることができるもの(機械科以外の職種にあって、助実技試験の全部の免除を受けることができるもの(機械科以外の職種にあって、助業能力開発促進法第三十条第五項の規定

- 一 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- 禁錮以上の刑に処せられた者

ができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。 | 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けること | 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲	
職種共通	除く。) びバルコニー施工の技能検定に合格した者を級の技能検定に合格した者(電子回路接続及級の技能検定に合格した者(電子回路接続及	科試験のうち関連学科	
	た者の対能検定に合格し免許職種に関し、二級の技能検定に合格し	実技試験の全部	
	職業訓練指導員免許を受けた者	<ul><li>礎学科(当該免許職種</li><li>法及び関連学科の系基</li><li>学科試験のうち指導方</li></ul>	

全

免款

学科試験のうち指導方	短期養成課程の指導員養成訓練を終了し、職
学科試験のうち関連学科の系基礎学科に限る。の系基礎学科に限る。	関連学科の系基礎学科に合格した者
学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専 科及び福祉工学科に係 科及び福祉工学科に係 る職業訓練指導員試験 にあっては、学科試験 のうち関連学科)	免許職種に関し、職業訓練指導員試験におい 免許職種に関し、職業訓練指導員試 等攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管 専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管 時にあっては、学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は 合格した者
法学科試験のうち指導方	指導方法に合格した者職業訓練指導員試験において学科試験のうち
実技試験の全部	て実技試験に合格した者免許職種に関し、職業訓練指導員試験におい
限る。)と同一の系基礎学科にほる職業訓練指導員	

|学科試験のうち関連学

訓練を修了し、

職業訓練指導員試験において |科)、短期養成課程の指導員養成 | 学

免許職種に関し、

導方法に合格した者と同等以上の能力を有す業訓練指導員試験において学科試験のうち指

法

ると職業能力開発総合大学校の長が認める者

7	1.
_	-
_	_
$\overline{}$	$\mathcal{L}$

名試験免除の範囲の欄に掲げる別表第十一の三の	ことができる者の欄に掲げる者免許職種について同表の試験の免除を受ける	職種場ける免許十一の三に
実技試験の全部	条の二第三項第四	
科科談験のうち関連学	に関する学科を修めて卒業した者条に規定する高等専門学校において免許職種条に規定する高等専門学校において免許職種が、規定する大学又は同法第百十五学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)	
科試験のうち関連学	の高度職業訓練を修了した者免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程	
科試験のうち関連学	の高度職業訓練を修了した者免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程	
実技試験の全部	者では、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有実技試験に合格した者と同等以上の能力を有調練を修了し、職業訓練指導員試験において免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成	
	校の長が認める者以上の能力を有すると職業能力開発総合大学以上の能力を有すると職業能力開発総合大学	

兀 試験の日時及び場所

- 日時 令和四年一月二十日 (木) 午前十一時から
- 2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県生涯学習推進センター (山梨

受験手続

Ŧi.

1 県防災新館一階

- 1 に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類 ルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控) 月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメート 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、 履歴書、 写真二枚 (申請日前六
- 2 ることを証する書類を添付すること。 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当す
- 成課(郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。 申請書類の提出先甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育

3

- 送の場合は同月十九日(金)までの消印のあるものを有効とする。 の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵 梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日 申請書類の受付期間 令和三年十一月一日(月)から同月十九日(金)までの山
- 5 受験手数料 三千百円 (職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。) 額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請
- ると認められる者に受験票を交付する。 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、 その内容を審査の上、受験資格を有す

合否判定の基準

- 満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。 得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1に該当す る場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
- 3 する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。 かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該当 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、
- 七 否を書面で通知する。 差点脇)及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合 合格発表 令和四年二月十日(木)午前十時に山梨県庁東側掲示板(防災新館東交

- 1 支援センターにおいて配布する。 課、山梨県立産業技術短期大学校、 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成 山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業
- 受験に関する注意事項(集合時刻、 携帯品等)は、後日受験票をもって通知す

2

3 丁目六番一号(電話〇五五-二二二-一五六六))に問い合わせること。 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(甲府市丸の内一

甲府及び笛吹川都市計画の変更案の縦覧

案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 おり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更 変更するので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を 同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のと

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 太 郎

路東区間) 都市計画の種類 甲府及び笛吹川都市計画道路(三・四・百七号 甲府外郭環状道

都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 峡東建設事務所都市計画・建築課

笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市建設部まちづくり整備課

縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月四日まで

兀

笛吹川都市計画の変更案の縦覧

変更するので、 案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 おり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を 同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、 次のと

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

都市計画の種類 笛吹川都市計画道路 (三・三・六号 甲府バイパス (国道二十

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

Щ

梨

県公

報

第二百三十一号

令和三年十月二十一日

甲府市丸の内一丁目六番 二号 山梨県県土整備部都市計画課

> 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月四日まで 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市建設部まちづくり整備課 峡東建設事務所都市計画·建築課

#### 監 査 委 員

兀

### 山梨県監査委員告示第八号

より、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について山梨県知事及び山梨県教 育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定に

令和三年十月二十一日

山梨県監査委員

久保田 小泉 松久和 幸 司 樹

同同同

水

富美男

山 梨

### 監査対象事項

山梨県立学校に係る事務の執行について

### 2 監査の結果に関する報告の公表

令和3年4月28日付け山梨県公報号外第15 山

# 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見事項 (要旨)

### 1点検・評価の体制整備の必要性(意見事項 教育 $\exists$ 山梨県立学校を取り巻く教育行政の概要

検・評価することが必要である。 その実績値の把握及び報告する体制を整備し、点 な事業及びそのモニタリング指標として、アウト プットもしくはアウトカムを定め、担当所管課が 検評価の中で体系的に明確になっていない。重要 いて重点的に取り組み、評価するのかが計画や点 るために、どういった事業のどういった事項につ 山梨県教育振興基本計画の実効性をより高め

### (指摘事項 教育委員会) 点検・評価における目標指標の設定について

めたあると考えられる。指標については、タイム 度の実績を基準値として、目標を設定しているた 年度においては、1年前の実績である平成24年 年度の目標値を設定しているが、多くの指標にお 値を改めるなどの工夫が必要と考える。 績が目標数値を達成していた場合には、指標の数 を再考した方が望ましい。また、計画初年度の実 リーに算出可能なものに設定するなど、設定自体 までにタイムラグがあり、計画策定時の平成 25 るケースが存在する。これは、実績が算出される いて、計画始期である平成26年度に上回ってい いては、目標となる指標は計画終期である平成30 新やまなしの教育振興プラン (H26~H30) につ

### 教育委員会) 設定されるべき指標の性質について(意見事項

目標の達成状況を的確に把握し、適切な

及び諸事業が広く点検評価されるべく、施策項目 なものが認められる。施策項目に予定された取組 価すべきものとしている。しかし、設定されてい 指標の数値を追い求めることをせず、複合的に評 するような指標を設定すべきものと考える 施策項目に予定される取組や諸事業が広く関連 連付けられるようなものを設定するのではなく、 に設定される指標について、一部の事業に強く関 る指標をみると、一部の事業に紐づけされるよう ては、多面的な取り組みが影響するため、一概に 山梨県教育振興基本計画における指標につい 「型画に反案したいへ。 進行管理が可能となる指標を検討し、次期

### 講じた措置 (又は今後の方針等)

摘したいへ。 を多角的に点検評価する体制を、令和3年8 月に行う令和2年度実績の点検評価から実 標達成に向け重点的に取り組む事業の成果 進行管理を行うため、指標の推移に加え、 目標の達成状況を的確に把握し、

成率) た指標について、見直しを実施した。(1 箇 所見直し:高校卒業段階で CEFR A2 以上達 しにおいて、計画初年度に目標値を達成し 令和3年8月、教育振興基本計画の見直

部署の各校の公表状況についてチェックする体 要項の条文見直しを検討し、県教育委員会の担当 制を構築することを要望する。(意見事項 6 学校評価結果について、ホームページ上で適切 に公表されていない学校が散見されるため、実施

すべき旨、各学校に通知し、理解を徹底させる必 公表する学校評価結果は、「山梨県立学校におけ ころ、適切に公表されていない学校(自己評価に 係るアンケート結果のみを開示又は開示してい よりへの掲載や保護者説明会、地域広報誌への掲 般の保護者等が知ることができるホームページ る学校評価システム実施要項(以下「実施要項」 援学校は高校改革・特別支援教育課) においては、 ない等) が散見されたため、高校教育課(特別支 いて、各学校のホームページを閲覧・確認したと によって、学校評価の公表状況を把握している い。また、高校教育課は毎年各学校に対する調査 載等を行う旨、実施要項を見直すことが望まし への掲載を原則としつつ、必要に応じて、学校だ 要があり、評価結果の公表に当たっては、広く一 という。)」で定める学校評価報告書(様式1)と 学校評価の公開状況 (令和2年9月初旬) につ 当該回答内容について検証を行っていないた

#### 要望する。(意見事項 教育委員会) 4 学校評価の評価項目等の設定に当たり、山梨県 ットやアウトカムの実績値) 等を設定することを 教育振興基本計画の基本目標等と意識的に関連 づけた、全校統一の評価項目(細事業のアウトプ

指摘事項及び意見事項

(無)

講じた措置

(又は今後の方針等)

全学校統一の評価項目(細事業のアウトプットや アウトカムの実績値)等を設定することを要望す 具体的な評価項目、方策、評価指標等について、 実効性をより確かなものとするため、学校評価の 山梨県教育振興基本計画の進捗状況の把握や

点」を示している。

令和 3 年度からは各学校において指導重

項目により計画の進捗管理を行うこととし 設定することとし、統一性をもたせた評価 点(5 項目)を踏まえた評価項目を1つ以上 り組む指針として「山梨県学校教育指導重 計画」を踏まえ、毎年度、教育で重点的に取

県教育委員会では、「山梨県教育振興基本

### い学校が散見されるため、時系列に注意すること 5 学校関係者評価実施日が自己評価実施日より を要望する。(意見事項 教育委員会)

結果を踏まえて実施することが求められており、 施行規則等において、学校関係者評価は自己評価 の他評価目不明が1校)発見された。学校教育法 一般的には学校関係者評価が後日となることか ら、実施状況を再確認し、時系列に注意すること 価実施日よりも早い日付である学校が10校(そ 学校評価について、学校関係者評価日が自己評

| 号「山梨県立学校における学校評価につい し、学校関係者評価は、自己評価実施後に行 うよう、合和3年2月10日付け教高第3763 て(通知)」により指導を徹底した。 学校評価報告書により、実施状況を確認

**値にしいた(通知)」
か依頼した** 適切に公表するよう各学校に、令和3年1月 26 日付け教高第 3541 号「令和 3 年度学校評 学校評価結果は、学校評価報告書により

必要に応じて、その他の方法でも行うこと 公表を原則とするよう実施要項を見直し、 公表方法については、ホームページでの

容及び公表状況を確認している, 令和3年度からは、高校教育課で公表内

11 各夜間課程を置く高等学校と特別支援学校において学校給食衛生管理基準が遵守されていることを担保するための確認の仕組みを構築し、運	10 学校防災計画について防災に関する知見を有する者等の関与等により実効性を担保されることを要望する(意見事項 教育委員会) 学校防災計画については、実効性を担保するため、①明確に災害の種類に応じてどのようなリスクがあるのか、その対応方法を記載すること、②計画の立案から周知に至る一連の過程において、防災に知見を有する者等の関与が必要であること、③計画の様式を統一する必要があり、そのうえで立地条件や地域特性など学校独自の事項を反映させること。	9 人事評価をデジタル化されたい(意見事項 教育委員会) 教職員の人事評価については、自己観察シート 等をワードで入力し、印刷したものを使用しているが、教職員以外の職員は人材育成システムに搭載された人事評価機能を使用しており、目標設定や評価者とのやりとりはサーバー上で完結してや野価者とのやりとりはずーバー上で完結してであ。教職員の場合も人事評価のデジタル化を強く要望する。	8 評価結果内容の文書によるフィードバックを実施されたい(意見事項 教育委員会) 数職員の人事評価については、その多くが標準的な B 評価 (S~E の段階評価) となっていることから、適切な段階評価を検討するとともに、評価者が指導記録と評価理由を文書で伝えることにより、人事評価制度において、PDCA サイクルが十分に機能するように改善を要望する。	7 実施要項第 11 条 (公開、公表)の文言について、自己評価結果の公表が「努力義務」であるかのように受け取れるため、文言の見直しを要望する。(意見事項 教育委員会) 学校教育法施行規則において、学校評価における自己評価結果は公表する必要があり、他方で学校関係者評価結果は公表する必要があり、他方で学校関係者評価結果については、PTA 活動、学校開係者評価の評価結果については、PTA 活動、学校開係者評価の学校のホームページを通じ公表するよう努める」と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己評価結果の公表も「努力と規定されており、自己で表しているにより、これには、「対しないでは、「はないでは、「はないでは、「ないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、」は、「はないでは、」は、「はないでは、」は、「はないでは、「はないでは、」は、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」は、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「ないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないないでは、「はないないではないでは、」はないないでは、「はないないないでは、はないでは、はないないでは、はないないでは、はないないではないないでは、はないないないでは、はないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	指摘事項及び意見事項 (要旨) め、チェック体制の構築を要望する。
	令和3年3月に山梨県学校防災指針を改訂し、各学校の毎年度の学校防災計画の見直しにおいて、地域の特性を踏まえ、どのような災害リスクがあり、どのように対応するのか明記することや、防災に知見を有する者(市町村防災担当部局等)に意見聴取することを周知、指導した。学校防災計画の様式の統一については、今年度中に標準的に記載すべき事項を示していく。	教職員の人事評価における人材育成システム(人事評価機能等)の使用の可否について、関係課と調整を行うこととした。	人事評価制度の手引きに則り適切な評価をするよう指導するとともに、評価者が指導記録と評価理由を文書で伝えるよう指導することとした。	自己評価結果は公表するよう実施要項を 改定した。	講じた措置(又は今後の方針等)

指摘事項及び意見事項(要旨)
講じた措置(又は今後の方針等)

# 用するべきである。(意見事項 教育委員会)

を設定し、恒久的な仕組となるよう業務の在り方 を検討されたい。 り数年で一巡するのか、リスクに応じ必要な頻度 する一方、毎年実施なのか、ローテーションによ の各夜間課程を置く高等学校と特別支援学校と 特別支援学校は対象となっておらず、その範囲は 不十分である。実地確認や点検票の確認をすべて ては、令和元年度から一部実施しているものの、 学校給食における衛生管理の状況確認につい

# (2) 山梨県教育振興基本計画に関わる事業に対

### 事項 教育委員会) 進事業の代替的な事業の検討・計画策定等(意見 12 コロナ禍におけるグローバル人材育成留学促

するための代替的な事業を検討し、コロナ禍にお を早急に検討することを要望する。 けるグローバル人材育成のための戦略的な対応 支障が生じていることを考慮し、その目的を達成 は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業に グローバル人材育成留学促進事業費について

## 13 予算措置について(意見事項 教育委員会)

は、補助金交付要綱に基づき市町村民税所得割額 の非課税世帯に係る補助金上乗せとして2人分を ができる計画規模に対応した所要経費を見積も 定な経費を設定しないためにも、確実に見積もり 確保しているが、対象者数に合理的な根拠が見い るよう要望する。 だせないことから、予算を確保する際には、不確 グローバル人材育成留学促進事業費について

ことから、事実に基づき、適切に記載するよう要 望する。 がある。ホームステイ費用は特に負担していない 記載 (「宿泊費 (ホームステイ費用) 27,000 円」) 付されている支払経費内訳書の一部に不正確な また、参加生徒から提出された実績報告書に添

### て(指摘事項 教育委員会) 14 旅行命令簿の記載及び復命書の作成等につい

簿や復命書を作成し、必要事項の記載や書類の作成・整備を徹底されたい。 握された。山梨県職員旅費条例に従い、旅行命令 や復命書が明示的に作成されていない点等が把 旅行命令簿に必要な日付が記載されていない点 引率の指導教員に係る旅行命令や復命に関して、 グローバル人材育成留学促進事業に参加した

# 15 旅費計算書等の内訳の整備について (意見事項 教育委員会)

#### た。また、点検票については、令和3年度か 地確認については、令和3年度からローテ ーションにより数年で一巡することとし 置く高等学校 5 校と特別支援学校 11 校の実 夜間学校給食を実施している夜間課程を

ら毎年9月に確認することとした。 令和3年5月現在、海外への留学促進事

と連携し代替案を検討することとした。 ーバル交流をする機会が持てるよう関係課 響下においても高校生がオンラインでグロ

業が行えない状況にあるため、コロナの影

方法についても検討する。 校生がいる家庭の所得状況を参考に積算し せ対象者数を把握できないため、県内の高 た事業の積算に当たってはより精度の高い ているが、今後の予算要求の際には、こうし 予算確保の段階では、実際の補助金上乗

の内容が適切なものとなるよう徹底した。 また、支払経費内訳書を含め、実績報告書

載や復命書等の作成とその内容の確実な確 段階における旅行命令簿への必要事項の記 認を徹底した。 海外への出張について、旅行申請・復命の

Щ

山利	梨県公報	第二百三十一号 会	令和三年十月二十一日
	指摘事項及	及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
	グローバル人材 引率の指導教員に 大給を前走に算定 店を通じて支払い。 が明確ではない。 が明確ではない。 旅費計算書やその を明示し、職員が、 繁粋を明示する等 整備を要望する。 整備を要望する。 整備を要望する。	グローバル人材育成留学促進事業に参加した 列率の指導数員に係る旅費については、個人への 支給を前提に算定されているが、職員は旅行代理 店を通じて支払いを行っており、実際の旅費負担 が明確ではない。当該事業に参加している職員の 旅費計算書やその精算書類等に関して、その内認 を明示し、職員が負担している旅行代理店等の手 を明示し、職員が負担している旅行代理店等の手 数料を明示する等、会計上透明性のある書類等の 整備を要望する。 整備を要望する。	旅行代理店との打ち合わせを十分に 旅行代理店との打ち合わせを十分に い、職員の旅費に関して旅行代理店の手 料を明示する等、適正な書類の作成に努 ることとした。
	「外国語の授業及び指導を行業(以下「ALT 招致事業」とい業(以下「ALT 招致事業」とい外国語指導助手(以下「ALT」るための活動、任用による各意修等による ALT の人材育成、経済による A業務プロセスにおい実施されていない。したがつう基本計画の評価指標との関係はることやALT 招致事業の各等際に行われている個別の調査的に評価することを要望する。	外国語の授業及び指導を行う外国青年招致事業(以下「ALT 招致事業」という。)については、業(以下「ALT 招致事業」という。)を任用す外国語指導助手(以下「ALT」という。)を任用するための活動、任用による各学校等への配置、研るための活動、任用による各学校等への配置、研修等による ALT の人材育成、ALT の業務に対する修等による ALT の人材育成、ALT の業務に対する修等による ALT の人材育成、ALT の業務に対するを指して、自然を呼信に位置付まることをALT 招致事業の各業務プロセス上で実際に行われている個別の調査等を活用して組織際に行われている個別の調査等を活用して組織的に評価することを要望する。	ALT については外国青年目標管理シート 及び人事評価記録書により評価を行っているが、ALT 招致事業の目的、実施すべき業務 等を明確化することで評価指標との関係付けを行うとともに、業務の達成度合いにより ALT 招致事業を組織的に評価する方法を合和 3 年度に検討し、令和 4 年度以降実施することとした。
	17 ALT の業務等に対する評価 教育委員会) ALT は県立学校等において、	務等に対する評価の実施(意見事項 学校等において、外国語の授業及び	を和 3 年度より、各学校における人事部

指導に係る業務を行っているが、ALTに対する人 | 価記録 (人事評価) や生徒への意識調査の結事評価等がどのように実施されているかについ | 果を用いた ALT の業務評価の実施を検討す ては、個々の県立学校等における実務に任されて ることとした。

### 他の1名と同じく公費負担となるように努めるべきである。(意見事項 教育委員会) 参加者2名のうち1名は自費参加となっており、 18 産業教育実習助手研修において、令和元年度の

を実施する中で、既存の調査結果が学校現場でALTの評価等にどのように活用されているかを把握し、ALTの業務評価等に更に活用することを要望する。

説得的な評価とするためにも、ALTの業務評価等 徒への意識調査」を実施しており、より客観的で この点に関連して、「ALTの授業や指導に関する生 から、

県所管課では明確には把握されていない。

薦があった場合でも受講が可能であり、積極的な 当該研修の実施主体である独立行政法人教職員 推薦を行うように努めること」とされており、研 参加者2名のうち1名は自費参加となっている。 支援機構による実施要項では、「定員を超える推 産業教育実習助手研修において、令和元年度の 受講希望者の過去の受講状況等

予算の範囲内で柔軟に対応することとし 実施年度に参加希望者が受講できるように 前年度から参加希望者の把握に努め、事業 企業や専門機関における研修について、

#### 徒役員派遣費は、補助金交付要綱において、宿泊 要項等で定められた金額に基づくとされている が、当該要項はなく、実際には生徒一人当たり 険料等)については、補助金交付要綱で宿泊要項 等に基づくとされているが、当該宿泊要項等がな たうえで、宿泊要項等で定める必要がある。これ らの点につき改善を要する。(意見事項 教育委 価の妥当性を検証した記録がないとのことから、 いこと。また、生徒1人当たり12,000円の交付 単価を検証する必要があり、その妥当性を検証し 12,000 円の交付となっている。当該 12,000 円の を総合的に勘案し、研修事業費全体の範囲内で公費負担で参加できるように努めるべきである。 を検証することを要望する 宿泊要項等の整備と定期的に宿泊単価の妥当性 となっているが、少なくとも過去5年間、宿泊単 助対象となる生徒等の派遣費(旅費、宿泊費、保 全国高等学校総合文化祭派遣事業における補 全国高等学校総合文化祭派遣事業における生 指摘事項及び意見事項 () 要旨) 道府県で作成する資料のことであるため、 そのことが明確になるよう表記を改めるこ ととした。 要綱でいう「宿泊要項等」とは、開催地の都 検証を行っていくこととした。 また、宿泊単価の妥当性については適宜 高等学校文化活動推進助成費補助金交付 じた措置 (又は今後の方針等)

19

### を定めるとともに、目標達成に必要な導入準備に ついて(意見事項 教育委員会) 20 事業を評価する指標として客観的な目標数値

的な目標数値を定めるとともに、目標達成に必要 成することが目的である。事業を評価する指標と が目的ではなく、導入後にグローバルな人材を育 な導入準備がなされることを要望する。 ム)の受講人数や修了資格の取得数といった客観 して日本語 DP(日本語と英語で行う教育プログラ 機構が提供する教育プログラム) を導入すること 費については、国際バカロレア(国際バカロレア グローバル人材育成教育プログラム導入事業

| 議を進め、事業評価指標としての数値目標 | の設定等について検討していくこととし

バカロレア認定校である甲府西高校と協

### 21 山梨県教育委員会は、負担金及び補助金制度自体が簡素化されるよう引き続き要望を続けてい くことが望まれる。(意見事項 教育委員会)

引き続き文部科学省に対して、要望を続けていく ことが望まれる。 求めるといった負担金及び補助金制度の複雑性 学援助費 (国庫負担 1/2) の給付事務については、 にあることから、制度自体が簡素化されるよう、 る給付額の変動や支出の証拠となる書類提出を が費やされている。その原因は各家庭の所得によ 事務手続が非常に煩雑であり、多大な時間と労力 県教育委員会が行う特別支援学校児童生徒就

### 22 通信環境の釜に平って同いい、要望する(意見事項 教育委員会) 通信環境の整備率等を高める努力を行うよう

ク整備事業費については、

令和2年度末に全ての県立学校に無線LAN

府県教育委員協議会などを通じ、他県とも 連携しながら、負担金及び補助金制度自体 全国都道府県教育長協議会及び全国都道

が簡素化されるよう引き続き要望を続けて いくこととした。